

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 09日

静岡県知事殿

提出者

住 所 静岡県磐田市下神増173-3

氏 名 株式会社アキヤマ

秋山萬之介

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0539 - 62 - 2300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社アキヤマ 工事現場		
事業場の所在地	静岡県	磐田	市 下神増173-3
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	年間受注金額 40億円		
③ 従業員数	73名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	11ページ参照		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
12ページ参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	1.390 t
	廃プラスチック類	50.440 t
	紙くず	0.800 t
	木くず	285.190 t
	金属くず	1.980 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	23.910 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	5,747.950 t
	（これまでに実施した取組） ・廃棄物の種類 発生状況 処理方法に関する留意事項を整理し、定期的な教育訓練を実施した。また、エコアクション21の活動に基づき、分別処理を確実に行った。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	1.000 t
	廃プラスチック類	50.000 t
	紙くず	1.000 t
	木くず	250.000 t
	金属くず	1.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	20.000 t

	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	4,000.000 t
	<p>（今後実施する予定の取組） 法令を遵守するとともに、収集運搬から処分に至るまでの工程を確実に把握するとともに、従業員並びに協力会社への指導徹底を図る。また、エコアクション21への取り組みをさらに強化していく。</p>	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類を分別している。</p>	
②計画	<p>（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 紙マニフェストの使用を極力なくし、電子マニフェストの利用率をさらに進め、より細かい分別を進めていく。</p>	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
【前年度（令和 5年度）実績】		
産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量
	0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t

①現状		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

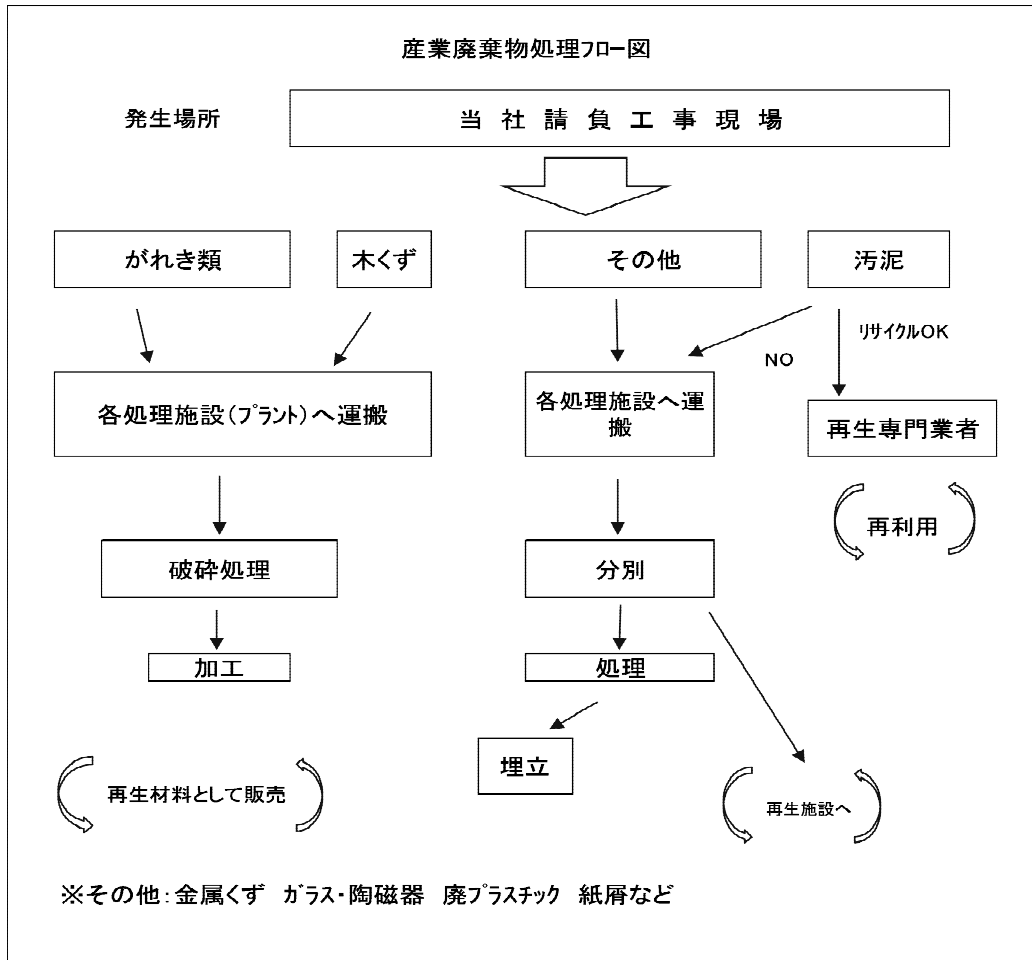
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
①現状	汚泥（泥状のもの）	0.000	1.390	0.000	0.000	1.390
	廃プラスチック類	42.440	8.000	0.000	0.000	50.440
	紙くず	0.800	0.000	0.000	0.000	0.800
	木くず	5.280	279.910	0.000	0.000	285.190
	金属くず	1.980	0.000	0.000	0.000	1.980
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	23.910	0.000	0.000	0.000	23.910
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	413.450	5,334.500	0.000	0.000	5,747.950
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>紙マニフェストの利用を極力抑え、電子マニフェストの利用率を高めることにより、処理速度を早め、各種類別ごとの排出量を数値化した。</p>					

		【目標】				
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)	
汚泥（泥状のもの）	0.000	1.000	0.000	0.000	1.000	
廃プラスチック類	50.000	0.000	0.000	0.000	50.000	
紙くず	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000	
木くず	10.000	240.000	0.000	0.000	250.000	
金属くず	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	20.000	0.000	0.000	0.000	20.000	
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	500.000	3,500.000	0.000	0.000	4,000.000	
（今後実施する予定の取組） 優良認定事業者に認定された業者があれば、積極的に委託を行う。電子マニフェストの利用率を100%にする。						
※事務処理欄						

(第6面)

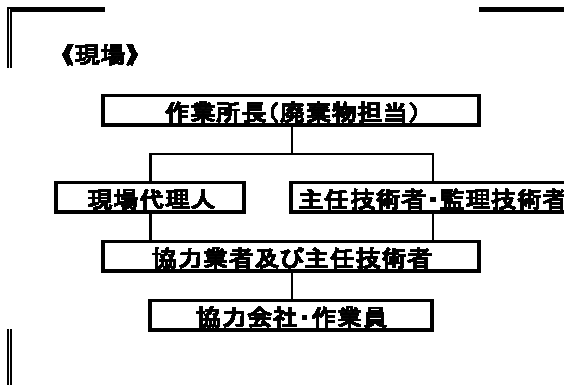
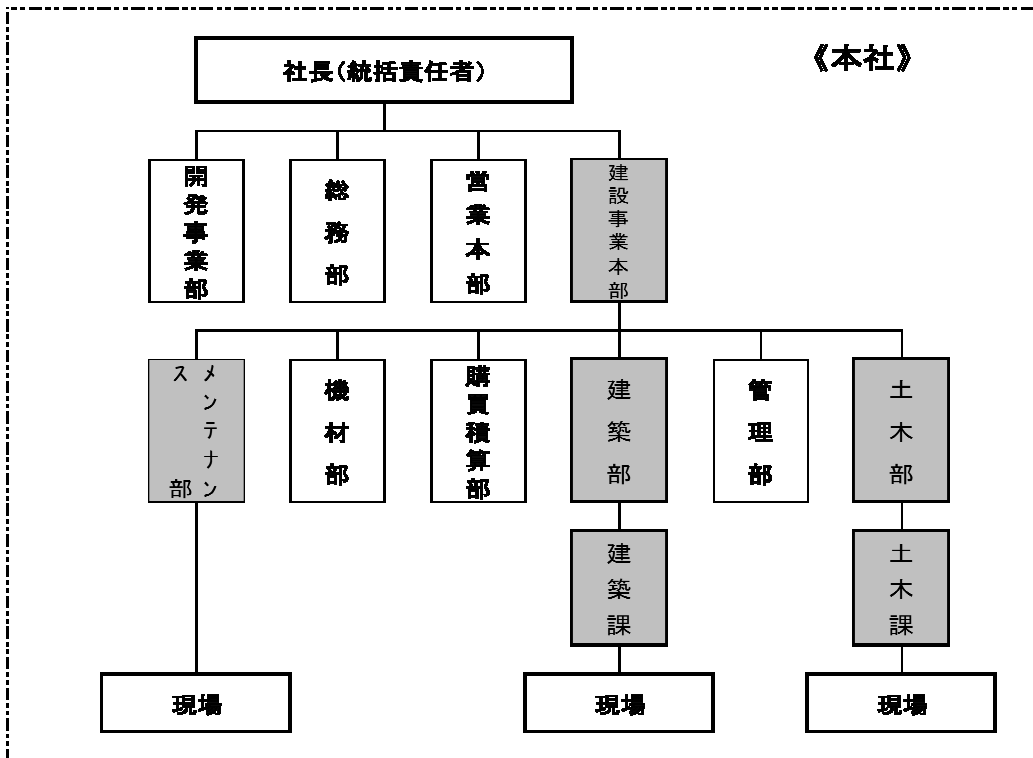
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



別紙-1 産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



別紙-2 管理体制図